

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度 (愛称：ORE)

QA集

令和7年5月
小田原市ゼロカーボン推進課

I. 制度全体

Q 小田原市再エネ電力使用事業所登録制度とは？

A 二酸化炭素が発生しない再エネ電力を使用し、脱炭素社会の実現に向け効果的な取組を行う市内の事業所を登録する制度です。登録事業所には市が特典を付与します。
登録・特典の付与によって、事業所が再エネ電力を使用するメリットを創出し、市内の再エネ電力使用率を拡大するとともに、二酸化炭素排出量を削減することを目的としています。

Q 再エネ電力とは？

A 本制度では、1年間の総電力供給量の100%が太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーによって発電された電力を指します。なお、電力契約等によって再エネ電力を使用していなくても、非化石証書（再エネ指定のものに限る）やグリーン電力証書、J-クレジットを購入することで排出量をオフセットした電力（実質再エネ）も、本制度では再エネ電力とみなします。

Q 再エネ電力契約とは？

A 再エネ電力の供給を受ける契約を小売電気事業者と締結するものです。

Q 非化石証書、グリーン電力証書とは？

A 再生可能エネルギーに由来する電力の環境価値が証書化されたものです。

Q J-クレジットとは？

A 二酸化炭素の削減量、吸収量がクレジット化されたものであり、電力以外にも森林等様々な創出源があります。再エネ電力証書と異なり、CO2排出量ベースでの購入となります。

Q 再エネ電力証書とは？

A 本制度における再エネ電力証書とは、非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジットを指します。FIT、非FITは問いません。

Q 達成事業所と宣誓事業所の違いは？

A 達成事業所は、使用する電力が全て再エネ電力である事業所です。
一方で宣誓事業所は、2030年3月末日までに達成事業所となることを宣誓する事業所です。
登録に際し、達成事業所は申請時点での再エネ電力の使用が必須です。宣誓事業所は将来的に再エネ電力の使用と達成事業所への登録が必須となります。

Q 小田原市外の事業者でも申請可能か？

A 小田原市内に事業所があれば、申請可能です。
例えば、本社が東京都内にある事業者が、小田原市内に店舗を展開している場合は、市内に存在する店舗を対象に申請が可能です。

2. 達成事業所の登録・報告

Q 国際的なイニシアティブであるRE100の基準を満たす必要があるか？

A 必ずしも必要なものではありません。
本制度は小田原市独自の制度であるため、達成事業所の登録要件もRE100に則ったものではありません。

Q 申請に必要な、「使用する電力が全て再エネ電力であること」とは具体的にどのような状態を指しているのか？

A 再エネ電力の調達方法によって、異なります。

1. 再エネ電力契約

申請時点で既に小売電気事業者と再エネ電力契約を締結し、事業所に対し再エネ電力が供給されている状態を指します。

※再エネ電力の供給が開始されていなくても、申請時点で小売電気事業者との再エネ電力契約が締結されており、供給開始日を待っている状態も含まれます。

2. 再エネ電力証書（非化石証書、グリーン電力証書）

申請年度の推定電力使用量に相当する再エネ電力証書を申請時点で既に購入（予定購入）している状態を指します。

※翌年度に、申請年度1年間の電力使用実績に相当する証書を購入する予定である場合は、申請時点で再エネ電力使用の実態がないので申請できません。

ただし、申請年度の前年度も同様の方法で証書を購入していた場合は、申請可能です。

3. 再エネ電力証書（J-クレジット）

申請年度の推定電力使用量に伴う推定CO₂排出量に相当するJ-クレジットを既に購入（予定購入）している状態を指します。

※申請年度1年間のCO₂排出量に相当するクレジットを、翌年度に購入する予定である場合は、再エネ電力の使用実態がないので申請できません。

なお、申請年度の前年度も同様の方法でクレジットを購入していた場合は、申請可能です。

Q 申請に必要な「事業所において使用する電力が全て再エネ電力であることを証する書類の写し」とは？

A 電力契約書、再エネ電力証書を指します。
その他の再エネ電力証書は、購入量の根拠となる電力使用実績等の提出を依頼する場合があります。

Q 毎年度提出する必要がある、使用電力報告書（様式第3号）とは何か？

A 達成事業所の登録を継続するためには、使用している電力が全て再エネ電力である状態が継続していることを証明していただく必要があります。

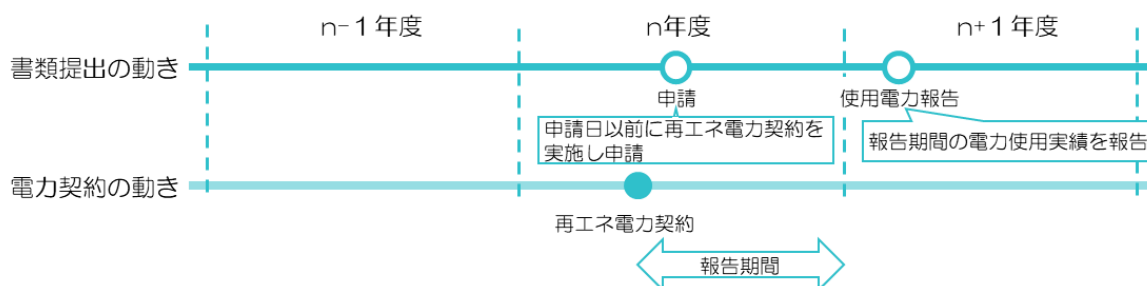
そのために提出いただく様式が、使用電力報告書です。提出いただく内容は、再エネ電力の調達方法によって異なります。

1. 再エネ電力契約

前年度3月末日までの電力使用実績を報告してください。

※前年度が申請年度である場合は、申請日以前の電力使用実績を報告いただく必要はありません。

本市に報告した電力契約の内容が、報告日までに変更となっている場合は、その契約に関する書類の写しも提出が必要です。

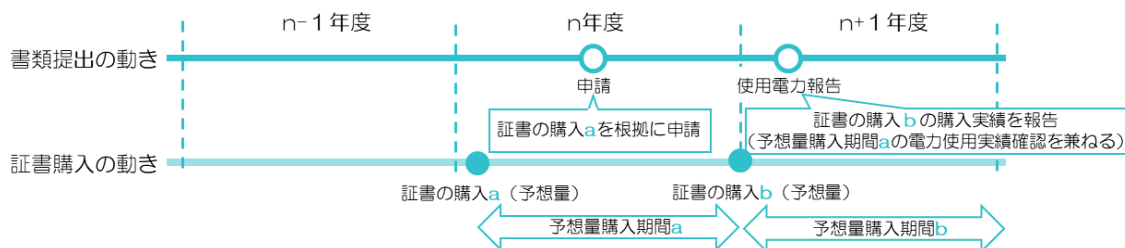


2. 再エネ電力証書（非化石証書、グリーン電力証書）

(1) 推定電力使用量に基づき、再エネ電力証書を予定購入している場合

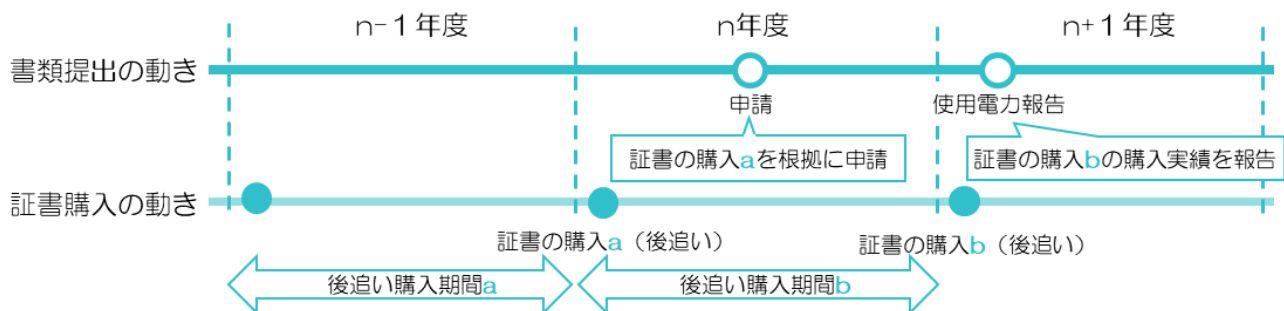
報告年度に購入した証書の購入量と推定使用電力量を、前年度の電力使用実績とともに報告してください。併せて、購入した証書と電力使用実績がわかる書類の写しを提出いただく必要があります。

※前年度の電力使用実績が前年度の証書購入量を上回っていることが判明した場合は、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。



(2) 前年度の電力使用実績に対する再エネ電力証書を購入しており、今年度も同様の方法で購入を予定している場合

報告日の属する年度の前年度の電力使用実績と、実績に対し購入した証書の購入量を報告してください。併せて、購入した証書と電力使用実績がわかる書類の写しを提出いただく必要があります。

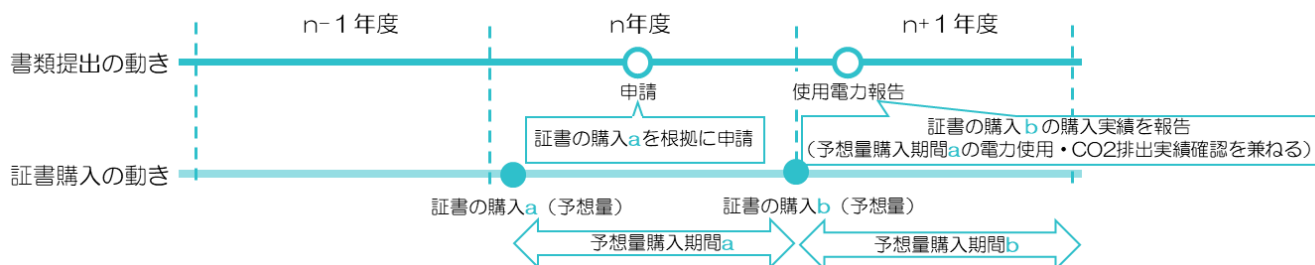


3. 再エネ電力証書 (J-クレジット)

(1) 推定年間CO2排出量に基づき、再エネ電力証書を予定購入している場合

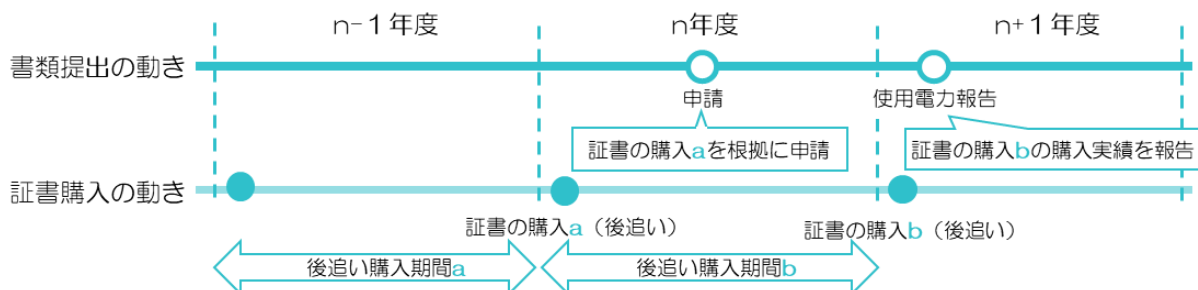
報告年度に購入したクレジットの購入量と推定使用電力量に伴う推定年間CO2排出量を、前年度の電力使用実績に伴うCO2排出量実績とともに報告してください。併せて、購入したクレジットと電力使用実績がわかる書類の写しを提出いただく必要があります。

※前年度の電力使用実績に伴うCO2排出量が前年度のクレジット購入量を上回っていることが判明した場合は、追加で書類の提出をお願いする場合があります。



(2) 前年度のCO2排出量実績に対する再エネ電力証書を購入しており、今年度も同様の方法で購入を予定している場合

報告日の属する年度の前年度の使用電力量実績に伴う年間CO2排出量実績と、実績に対し購入したクレジットの購入量を報告してください。併せて、購入したクレジットと電力使用実績がわかる書類の写しを提出いただく必要があります。



Q 達成事業所登録に有効期限はあるのか？

A 使用電力報告書の提出により再エネ電力の使用を継続していることが確認できる限り、達成事業所としての登録は継続されます。

Q 再エネ電力使用の継続をやめ、達成事業所でなくなった場合、ペナルティはあるのか？

A 登録の取消を行うほか、特典の提供を中止（提供していた物品は返還いただきます）します。また、登録を根拠に本市の補助金を使用していた場合は、補助金を返還する必要がある場合があります。

3. 宣誓事業所の義務

Q いつまでに達成事業所になる必要があるのか？

A 本市の掲げる2030年度の二酸化炭素排出量50%削減（2013年度比）に整合し、2030年3月末日までに使用する全ての電力を再エネ電力にし、達成事業所となる必要があります。

Q 宣誓後、事情により達成事業所になれなかった場合、ペナルティはあるのか？

A 期限までに達成事業所となれなかった宣誓事業所の登録は取り消されます。登録に伴う特典の提供を中止（提供していた物品は返還いただきます）するほか、登録を根拠に本市の補助金を使用していた場合は、補助金を返還する必要がある場合があります。